

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日に  
あたる日  
の翌日)

## 目 次

### ◆ 条 例 とっとり県民の日条例 (公園都市政策課)

鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料徴収条例 (長寿社会課)

鳥取県税条例の一部を改正する条例 (税務課)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (住宅課)

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (会計課)

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (病院局総務課)

### 公布された条例のあらまし

#### ◆ とっとり県民の日条例

##### 一 設置 (第一条関係)

県民が、ふるさとについての理解と関心を深めるとともに、ふるさとを愛する心を育て、もって自信と誇りの持てる鳥取県を力を合わせて築き上げること

を期する日として、とっとり県民の日を設けることとした。

##### 二 とっとり県民の日 (第二条関係)

とっとり県民の日は、九月十二日とすることとした。

##### 三 行事 (第三条関係)

1 県は、とっとり県民の日を中心として、とっとり県民の日の趣旨にふさわしい行事を行うものとする。こととした。

2 県は、県民及び市町村その他の団体に対して、とっとり県民の日の趣旨にふさわしい行事を行うよう協力を求めるものとする。こととした。

##### 四 使用料等の特例 (第四条関係)

とっとり県民の日には、県が設置した公の施設の使用料又は利用に係る料金で規則で定めるものについては、これを徴収しないこととした。九月の第二土曜日及びその翌日における当該使用料又は利用に係る料金についても、同様とすることとした。

##### 五 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◆ 鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料徴収条例

##### 一 手数料の徴収 (第一条関係)

介護支援専門員実務研修受講試験の受験については、この条例の定めるところにより、手数料を徴収することとした。

##### 二 手数料の額 (第二条関係)

手数料の額は、七千円とすることとした。

##### 三 介護支援専門員実務研修受講試験に相当する試験受験手数料 (第四条関係)

介護支援専門員実務研修受講試験に相当する試験の受験についても、同様に手数料を徴収することとした。

##### 四 その他

その他必要な事項を定めることとした。

五 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 個人の県民税に関する事項

- 1 平成十年度分の個人の県民税に係る特別減税の額を次のとおり引き上げることとした。(附則第五条の二関係)

区 分	現 行	改正後
納税義務者本人	八千円	一万七千円
控除対象配偶者又は扶養親族一人につき	四千円	八千五百円

- 2 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例は、平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間に行つた土地の譲渡等については、適用しないこととした。(附則第十一条関係)

- 3 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例は、平成九年十二月三十一日までに行つた超短期所有土地の譲渡等をもって、廃止することとした。(附則第十二条関係)

- 4 土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間に土地等を譲渡した場合、次により課税する特例措置を講ずることとした。(附則第十三条関係)

特別控除後の譲渡益六千万円以下の部分 二％  
 特別控除後の譲渡益六千万円超の部分 二％

二 不動産取得税に関する事項

- 宅地建物取引業者の特定住宅等の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告事項等及び徴収猶予に関する申請事項等を定めることとした。(第六十八條の二十六及び第六十八條の二十七関係)

三 軽油引取税に関する事項

引取りを行う免税軽油の数量が少量である者等が報告書を提出する期限は、規則で定めることとした。(第百四十八條関係)

四 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

五 施行期日等

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行することとした。ただし、一及び二は公布の日から、三は平成十年十月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 県営住宅の名称の変更(別表第一関係)

建替えに伴い、次のとおり県営住宅の名称を変更することとした。

現 行	改 正 後	
	名 称	位 置
伯南団地	伯南第一団地	日野郡日南町三栄
	伯南第二団地	日野郡日南町霞

二 県営住宅の管理の委託(別表第二関係)

- 1 境港市内の渡団地、外江団地、弥生団地、高松団地、誠道団地及び余子団地の管理を境港市に委託することとした。

- 2 建替えに伴い、白浜団地の管理委託をやめることとした。

三 その他

所要の規定の整備をすることとした。

四 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二の一は、平成十年八月一日から施行することとした。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

一 看護職員修学資金関係

1 大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者が当該課程を修了後県内の病院等で五年間業務に従事したときは、看護職員修学資金の返還に係る債務の全部を免除することとした。

2 貸付けを受けた者が病床が二百床以上の病院で業務に従事したときは、看護職員修学資金の返還に係る債務を免除しないこととした。

二 職業訓練受講奨励資金関係

職業訓練受講奨励資金の返還に係る債務の免除に関する部分を削除することとした。

三 その他

所要の規定の整備をすることとした。

四 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

一 診療科の設置 (第二条関係)

県立厚生病院に、新たに循環器科及び心臓血管外科を置くこととした。

二 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

とっとり県民の日条例をここに公布する。

平成十年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十三号

とっとり県民の日条例

(設置)

第一条 県民が、ふるさとについての理解と関心を深めるとともに、ふるさとを愛する心を育て、もって自信と誇りの持てる鳥取県を力を含わせて築き上げることを期する日として、とっとり県民の日を設ける。

(とっとり県民の日)

第二条 とっとり県民の日は、九月十二日とする。

(行事)

第三条 県は、とっとり県民の日を中心として、とっとり県民の日の趣旨にふさわしい行事を行うものとする。

2 県は、県民及び市町村その他の団体に対して、とっとり県民の日の趣旨にふさわしい行事を行うよう協力を求めるものとする。

(使用料等の特例)

第四条 とっとり県民の日には、県が設置した公の施設の使用料又は利用に係る料金で規則で定めるものについては、当該使用料又は利用に係る料金に関する条例の規定にかかわらず、これを徴収しない。九月の第二土曜日及びその翌日における当該使用料

又は利用に係る料金についても、同様とする。  
附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料徴収条例をここに公布する。

平成十年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県条例第十四号**

鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 介護支援専門員に関する省令（平成十年厚生省令第五十三号）第一条第一項の規定により平成十二年四月一日以後行う介護支援専門員実務研修受講試験の受験については、この条例の定めるところにより、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は、七千円とする。

(既納の手数料)

第三条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(介護支援専門員実務研修受講試験に相当する試験受験手数料)

第四条 介護支援専門員に関する省令附則第四項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験に相当する試験の受験については、前二条の規定の例により、手数料を徴収する。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県条例第十五号**

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条を削り、第六十八条の二十六を第六十九条とし、第六十八条の二十五の次に次の二条を加える。

(宅地建物取引業者の特定住宅等の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第六十八条の二十六 法附則第十一条の四第十三項又は第十四項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、取得した住宅が同条第十三項に規定する特定住宅であることを証明するに足る書類、取得した個人が同項に規定する特定居住者であることを証明するに足る書類及び同項又は同条第十四項に規定する譲渡をしたことを証明するに足る書類を添付して、第六十四条の規定による申告をする際に知事に提出しなければならない。

一 住宅の所在地、家屋番号、構造及び床面積並びに土地の地番、地目及び地積

- 二 住宅を取得した年月日及びその取得の原因
  - 三 住宅を譲渡した年月日及びその譲渡の原因
  - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (宅地建物取引業者の特定住宅等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申請等)

第六十八条の二十七 法附則第十一条の四第十六項において準用する法第七十三条の二十五の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、取得した住宅が法附則第十一条の四第十三項に規定する特定住宅であることを証明するに足る書類及び取得した個人が同項に規定する特定居住者であることを証明するに足る書類を添付して、第六十四条の規定による申告をする際に知事に提出しなければならない。

- 一 住宅の所在地、家屋番号、構造及び床面積並びに土地の地番、地目及び地積
- 二 住宅を取得した年月日及びその取得の原因
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 第六十八条第二項及び第六十八条の二の規定は、法附則第十一条の四第十六項の規定による不動産取得税の徴収猶予の取消し及び還付について準用する。

第六十四条を次のように改める。

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限)

第六十八条 引取りを行う免税軽油の数量が少量であることその他の特別な事情があると認められる者が法第七百条の二十の二第二項の報告書を提出する期限は、規則で定める。

附則第五条の二第二項中「八千円」を「二万七千円」に、「四千円」を「八千五百円」に改める。

附則第七条に次の一項を加える。

2 平成十一年度以後の各年度分の個人の県民税に係る第三十二条の二第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定(租税特別措置法第四十一条の五の規定を除く。)」とする。

附則第十一条第一項各号列記以外の部分中「本項」を「この項」に改め、同項ただし書を削り、同項第二号中「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「をいう」の下に「。第四項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

附則第十三条第一項中「第三項の規定」を「第四項の規定」に改め、同条第三項中「附則第三十四条第三項」を「附則第三十四条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「附則第三十四条第三項第二号」を「附則第三十四条第四項第二号」に、「法附則第三十四条第三項第三号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 平成十一年度から平成十三年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第二項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、前項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する県民税の所得割の額は、同項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- 一 課税長期譲渡所得金額が六千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二に相当する金額
- 二 課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額  
イ 二百二十万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から六千万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

附則第十四条第一項中「本条」を「この条」に改め、「前条第一項各号」の下に「及び同条第二項各号」を加える。

附則第十六条第一項中「附則第十三条第一項」の下に「(同条第二項の規定により適

用される場合を含む。」を、「同条第一項各号」の下に「及び同条第二項各号」を加える。

附則第十七条第一項第一号中「において準用する附則第十三条第三項」を削り、同項第二号中「本項」を「この項」に、「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、同条第二項中「附則第三十四条第三項第二号」を「附則第三十四条第四項第二号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六十九条を削り、第六十八条の二十六を第六十九条とし、第六十八条の二十五の次に二条を加える改正規定及び附則第五条の二の改正規定 公布の日

二 第四百四十八条の改正規定 平成十年十月一日  
(県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の鳥取県税条例附則第十一条から第十四条まで、第十六条及び第十七条の規定は、平成十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十六号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九

号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

東浜団地	鳥取市浜坂	東浜団地
浜坂第一団地		浜坂第一団地
浜坂第二団地		浜坂第二団地
ひばりが丘団地		ひばりが丘団地

鳥取市浜坂四丁目

鳥取市浜坂三丁目

鳥取市浜坂五丁目

鳥取市浜坂六丁目

面影団地

鳥取市大杵

面影団地

鳥取市面影一丁目

緑が丘団地

智頭第一団地

八頭郡智頭町大字智頭  
八頭郡智頭町大字南方

緑が丘団地  
智頭第一団地

八頭郡智頭町大字智頭

河北団地

倉吉市福庭

河北団地

倉吉

市福庭町一丁目

大野団地

東伯郡北条町大字国坂

大野団地

東伯郡北条町国坂

日ノ出町団地

米子市日

ノ出町

日ノ出町団地

米子市日ノ出町一丁目

住吉団地	米子市旗ヶ崎	住吉団地	米子市旗ヶ崎
内浜団地		内浜団地	米子市旗ヶ崎
上福原第一団地	米子市上福原	上福原	上福原
上福原第二団地	米子市皆生	上福	上福
皆生団地	米子市皆生	皆生	皆生
福原団地	米子市西福原	福原	福原
原第一団地	米子市上福原七丁目		
原第二団地	米子市上福原		
団地	米子市皆生五丁目		
団地	米子市西福原八丁目		
栄			
伯南第一団地	日野郡日南町三栄		
伯南第二団地	日野郡日南町霞		
境港団地			
渡団地	外江団地		
	弥生団地		
	境港団地		
	高松団地		
	誠道団地		
	余子団地		
伯南団地			
伯南第一団地			
伯南第二団地			

に改め、白浜団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中渡団地、外江団地、弥生団地、高松団地、誠道団地及び余子団地に関する部分は、平成十年八月一日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十七号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

- 本則の表福祉生奨学金の項貸付金の種類の欄中「子弟」を「子等」に改める。
  - 本則の表専修学校等奨学資金の項貸付金の種類の欄中「子弟」を「子等」に改める。
  - 本則の表看護職員修学資金の項貸付金の種類の欄中「充実」を「確保及び質の向上」に改め、「在学する者」の下に「又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者」を加え、同項免除の条件の欄第一号中「この号」の下に「及び次号」を、「かつ、」の下に「当該免許取得後直ちに」を加え、「イの(2)に掲げる施設にあつては、七年間」を削り、同号イの(1)から(3)までを次のように改める。
- 病床が二百床未満の病院
  - 病床のうち精神病床が八十パーセント以上を占める病院
  - 診療所
- 本則の表看護職員修学資金の項免除の条件の欄第二号を次のように改める。

二 大学院の修士課程（大学院の修士課程を修了し、一年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程）を修了した日から一年以内に県内の病院診療所その他知事が別に定める施設において看護婦の業務に従事し、引き続き五年間その業務に従事したとき。

本則の表看護職員修学資金の項免除の条件の欄第三号中「第一号」を「前二号」に改め、同欄第四号中「及び第二号」を削り、「、第一号」を「、同号」に改め、「(同号イの(2)に掲げる施設にあつては、その業務に従事した期間の八十四分の三十六に相当する期間)の合計」を削る。

本則の表職業訓練受講奨励資金の項を削る。

本則の表育英奨学資金の項貸付金の種類の欄中「子弟」を「子等」に、「成績優秀及び心身健全であり、かつ」を「もののうち」に改める。

本則の表進学奨励資金の項貸付金の種類の欄中「子弟」を「子等」に、「高等学校等」を「高等学校、高等専門学校」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該資金の返還に係る債務の免除については、この条例による改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十八号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表鳥取県立厚生病院の項中「神経内科」を「神経内科 循環器科」に、「整形外科」を「整形外科 心臓血管外科」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。